

化学肥料低減機械等導入支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

肥料の価格高騰に対応するとともに、化学肥料低減体系への転換を促進するため、施肥低減や堆肥の利活用につながる機械等の導入に対し支援する。

第2 事業内容

本事業は、化学肥料の使用量の低減を促進するため、次の1、2のメニューで構成し、各メニューの内容は、別表1に定めるとおりとする。

- 1 化学肥料使用量低減支援
- 2 堆肥等利活用促進支援

第3 事業の実施手続

1 化学肥料使用量低減支援

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画（様式1-1及び様式1-2）を作成し、市町村長等に申請するものとする。

(2) 市町村長等は、事業実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施主体より提出を受けた事業実施計画と、これをまとめた総括表（様式3）を作成し、地域振興局長に提出してその承認を受けるものとする（様式4）。

(3) 地域振興局長は、(2)により提出された事業内容を審査するとともに、農林水産部長との協議を経て（様式5）、適当と認められる場合は承認（様式6）するものとする。

(4) 市町村長等は、地域振興局長の承認を受けた後、事業実施主体へ通知（様式7）するものとする。

2 堆肥等利活用促進支援

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画（様式2-1及び様式2-2）を作成し、地域振興局長に申請してその承認を受けるものとする。

(2) 地域振興局長は、(1)により提出された事業実施計画について、事業内容を審査するとともに、これをまとめた総括表（様式3）を作成し、農林水産部長との協議を経て（様式5）、適当と認められる場合は承認（様式6）するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画の内容を変更する場合は、第3の1又は2に準じて行うものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 助成

1 県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 補助対象

本事業における補助の対象は、別記1及び別表1のとおりとする。

(2) 補助率等

ア 補助率

税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費の2分の1以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 補助金の下限金額

補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

(3) 補助金の取扱い

ア 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部水田総合利用課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

イ 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第6 報告

1 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに、第2の1の化学肥料使用量低減支援にあっては市町村長等へ、第2の2の堆肥等利活用促進支援にあっては地域振興局長に報告するものとする（様式8-1及び様式8-2）。

(2) (1)により報告を受けた市町村長等又は地域振興局長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとし、また、市町村長等にあっては、これを当該年度の5月末日までに地域振興局長に報告するものとする。

(3) (1) 及び (2) により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の翌年度の6月10日までに農林水産部長に報告するものとする（様式9）。

(4) 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、市町村等とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附則

この要領は令和5年7月6日から施行する。

別記 1

事業実施基準及び実施にあたっての留意事項

第1 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー別の詳細については、別表1に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

2 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

3 農業協同組合

4 その他農林水産部長が認める者

第2 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等については、原則として次のとおりとするほか、メニュー別の詳細については、別表1に定めるとおりとする。

1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。

2 補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものであること。

3 補助対象機械・施設等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業等を優先し、原則として本事業の補助対象としない。

4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

5 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。

第3 事業の成果目標

事業の成果目標の基準は原則として次のとおりとする。

1 化学肥料使用量低減支援

事業実施後の10a当たりの化学肥料（窒素・リン酸・カリウム成分）の使用量を2割以上低減すること。

2 堆肥等利活用促進支援

事業実施後の堆肥等の生産量又は散布量が100t以上増加すること。

第4 事業実施にあたっての留意事項

1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

第5 事業の採択

事業の採択にあたっては、予算の範囲内で、別記2の配分基準に基づきポイント配分し、その合計値が高いものから優先して採択するものとする。

第6 機械・施設等の管理運営

1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等を事業実施計画に従つて、適正に管理運営するものとする。

2 市町村長等は、本事業によって整備された機械・施設等が、事業実施計画に従つて適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。

3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届（秋田県農林水産部水田総合利用課関係補助金等交付要綱 様式第16号）により、その旨を市町村長等を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

別記2

化学肥料低減機械等導入支援事業の配分基準

事業の実施に必要な補助金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 配分額の決定

別表2に掲げる各メニュー評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を配分する。

- 1 事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で要望額に相当する額を配分する。
- 2 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、地区間の採択状況を考慮して、予算の範囲内で配分する。

第2 留意事項

- 1 別表2に掲げる評価項目に定める配分基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- 2 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

別表1

メニュー	助成内容	事業採択基準等
化学肥料使用量低減支援	<p>化学肥料の使用量の低減を促進するため、施肥低減に必要な機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 助成対象 可変施肥機能付き田植機、局所施肥機能付き畝立て機、可変施肥プロードキャスター 等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、認定就農者 等</p> <p>2 成果目標 事業実施前と比較して、事業実施後の10a当たりの化学肥料（窒素・リン酸・カリウム成分）の使用量を2割以上低減すること。</p>
堆肥等利活用促進支援	<p>堆肥等の利活用を促進するため、広域的な堆肥の利活用に必要な機械・施設等の経費に助成する。</p> <p>1 助成対象 ペレット堆肥成形機、堆肥原料前処理機、堆肥散布機、堆肥関連施設の整備 等</p>	<p>1 事業実施主体 農業協同組合 等</p> <p>2 成果目標 事業実施後の堆肥の生産量又は散布量が100t以上増加すること。</p>

別表2
事業実施計画に対する評価の基準

1 共通項目

ポイント配分基準	ポイント
<p>① みどり法認定の加算 事業実施主体又は事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定を受けている場合又は、令和5年度中に認定を受ける見込みがある場合。 ※ただし、本事業の内容と整合性のとれた計画であること。</p>	2

2 メニュー別項目

(1) 化学肥料使用量低減支援

ポイント配分基準	ポイント
<p>② 既に化学肥料の低減に取り組んでいる場合の加算 既に対象品目の10a当たりの化学肥料（窒素成分）の使用量が、県又は地域の施肥基準から</p> <p>ア 5割以上低減している。 イ 2割以上低減している。 ウ 上記以外</p>	<p>3 1 0</p>
<p>③ 今後化学肥料を低減する場合の加算 事業実施後における対象品目の10a当たりの化学肥料（窒素・リン酸・カリウム成分）の使用量が、事業実施前と比較して</p> <p>ア 5割以上低減する。 イ 3割以上低減する。 ウ 上記以外</p>	<p>3 1 0</p>

※②・③両方に該当する場合は、ポイントを合算せず、どちらか高いほうのポイントとする。

(2) 堆肥等利活用促進支援

ポイント配分基準	ポイント
<p>④ 堆肥等の生産量増加への加算 事業実施後の堆肥等の生産量が、</p> <p>ア 200t以上増加する。 3 イ 150t以上増加する。 1 ウ 上記以外 0</p>	
<p>⑤ 堆肥等の散布量増加への加算 事業実施後の事業実施主体における堆肥等の散布量が、</p> <p>ア 200t以上増加する。 3 イ 150t以上増加する。 1 ウ 上記以外 0</p>	

※④・⑤両方に該当する場合は、ポイントを合算せず、どちらか高いほうのポイントとする。